

【東京医科大学八王子医療センターにおける医療に係る安全管理のための指針】

（基本的考え方）

- 第1条 質の高い安全な医療を、持続して患者へ提供するためには、安全管理体制のより一層の充実を目指す必要が重要である。この目的を果たすため、全ての医療従事者の責務として、全職員が医療の質の向上と安全の推進に取り組まなければならない。
- しかし、個人の努力に依拠する安全管理には限界があり、組織を挙げた安全管理体制の構築が必要である。
- 2 病院長は、患者が安心して医療を受けることができる環境整備に努め、医療安全を総合的な管理の一環としてとらえ、組織横断的に継続した医療の質の向上に努める。
- 3 病院長は、全職員に対し医療の質の向上と医療安全に関する教育を継続的に実施する。

（組織及び体制）

- 第2条 病院長は、「学校法人東京医科大学における医療安全に関する基本指針」第2条第2項各号に従い、次に掲げる者を任命し、部門を設置する。
- （1）医療安全管理委員会
 - （2）安全管理室
 - （3）統括安全管理者
 - （4）感染制御部
 - （5）医薬品安全管理責任者
 - （6）医療機器安全管理責任者
 - （7）患者相談窓口
- 2 病院長は、前項各号に掲げる者及び部門の運営に係る事項を定める。

（職員に対する研修）

- 第3条 病院長は、全職員を対象に従業員の医療安全に対する意識、他の従業員と相互に連携して業務を行うことについての認識、業務を安全に行うための技能の向上等を目的に『医療に係る安全管理のための研修』を実施する。
- 2 東京医科大学八王子医療センターにおいては、医療機関全体に共通する安全管理に関する研修を年2回定期的に開催し、義務研修に位置付ける。ほか、必要に応じて開催する。また、研修内容について記録する。

（事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策）

- 第4条 全職員は、患者に望ましくない事象が発生した場合、またはその可能性を発見した場合には、別に定める規程に基づき報告をしなければならない。
- 2 病院長は、報告された情報を管理し、評価・分析により医療の質の向上と医療安全の推進の資料として活用する。
- 3 組織としての改善策の企画立案及びその実施状況を評価し、これらの情報を共有する。

（医療事故等発生時の対応）

- 第5条 全職員は、患者に望ましくない事象が発生した場合、全職員は迅速かつ適切な対応により患者の回復に全力を注ぎ、並びに患者及び家族等に情報提供を速やかに行う。
- 2 病院長は、患者に有害事象が発生した場合の対応に係る事項を定める。別途定める『医療事故対応マニュアル』に基づき、必要に応じて医療安全管理担当理事または社外機

関への連絡及び報告を行う。

- 3 病院長は、患者に有害事象が発生した場合の対応については、別途『医療事故対応マニュアル』に定める。

(患者からの相談への対応)

第6条 病状や治療方針等に関する患者からの相談に対しては、誠実に対応し、必要に応じ主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

(個人情報保護)

第7条 全職員は、患者等の個人情報保護を義務を有する。

- 2 病院長は、個人情報保護に係る事項を定める。

(患者等に対する本指針の閲覧)

第8条 病院ホームページにおいて本指針を閲覧できるようにする。

(その他医療安全推進のために必要な基本方針)

第9条 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合には、関係学会から示される「高難度新規医療技術の導入に検討するに当たっての基本的な考え方」やガイドライン等を参考に実施する。

(改廃)

第9条 本指針の改廃は、医療安全管理委員会にて決定する。

附 則 本指針は、2015年3月19日から施行する（大学指針に合わせ再制定）。

附 則 本指針は、2015年6月19日から改定施行する（医療安全管理委員会名称変更）。

附 則 本指針は、2015年12月1日から改定施行する（第4条3項および第6条追加）。

附 則 本指針は、2016年11月17日から改定施行する（医療安全管理委員会組織名称変更）。

附 則 本指針は、2018年10月18日から改定施行する（第9条追加）。